

第 6 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2. 招集場所 恵那市防災センター 3 階研修室

3. 出席委員 (18 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	梅本 信枝	14 番	近藤 明德	15 番	梅村 安範
	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦	19 番	大島 政幸

4. 欠席委員 (1 名)

	18 番	仲田 奈那				
--	------	-------	--	--	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局長

定刻になりましたので、職務代理者の大島様から、開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆様、こんにちは。

ただいまの出席委員は、19 名中 18 名で定足数に達していますので、総会は成立してお

ります。

本日、18 番、仲田菜那委員より欠席の旨連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより令和 6 年第 6 回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、本日議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードのほうよろしく申し上げます。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

5 番の土方明日香委員の先導によりまして唱和を行います。土方委員、よろしくお願いいたします。

〔 農業委員会憲章の唱和 〕

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行よろしく願いいたします。

○議長

皆さん御苦労さまです。6 月 14 日に県農業会議がありまして、その席で、全国農業会議の専務から少し話がありましたので、若干時間をいただいて、報告をさせていただきます。

皆さん御承知のように、今回、食料・農業・農村基本法が改正をされたということで、5 月 29 日に成立をしております。その中で、昨年は農業経営基盤強化促進法が改正をされて、その中で地域計画の策定が出てきました。今年、食料・農業・農村基本法が 25 年ぶりに改正をされてスタートしたわけですけど、来年、またさらに食料・農業・農村基本計画がありますけど、これは、政府が中・長期的に取り組む中で、情勢の変化を見ながら見直しをしていく、変更をしていく。5 年ごとにそれをやっていくわけですけど、7 年 3 月に見直しが行われることになっています。

食料・農業・農村基本計画の論点として、今、農業振興協議会などでも話が出ております水田政策、特に、水張りの問題です。令和 9 年までは今の交付金は出ますけど、水田活用に対する交付金、いろいろ金額が違ってきますけど、9 年以降は、5 年ごとに水張りをされない場合はそれが出されないということで進んでおります。

令和6年から8年度にかけて、農業委員会の取組として、基本計画と地域計画の策定と、実現に道筋をつけると言っていました。

その中で、農業委員会は、農地所有者等に対し、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すことが出てくると聞いております。

また、いろいろ政策的に新しく出てきたり、変更されたりしますが、詳細につきましては情報提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今日の案件ですが、議案としましては3項目になっています。進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、12番宮原博委員及び13番近藤明德委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木局員を指名いたします。

日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、日程第2 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明させていただきます。

議案書等の関係資料につきましてはタブレット内、サイドブックス内の事務局議案説明資料にありますので、順に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

2ページからお願いいたします。

番号40番、東野の案件です。3ページが議案書です。4ページは位置図です。申請地

は、恵那総合庁舎の東側に位置しています。5 ページが拡大図です、赤い枠で囲ってある箇所が今回の申請地です。6 ページが現況写真です。現況は畑と農業用倉庫がある現状です。申請理由につきましては、母親所有の農地を譲り受け、維持管理し営農に励むものです。今回、この案件につきましては、農地法4条第1項第8号の規定による農業用施設用地届出書が併せて提出されておりますので、後ほど説明させていただきます。

番号 41 番、中野方町の案件です。8 ページが議案書です。9 ページが位置図です。申請地は、中野方小学校の西側に位置しています。10 ページが拡大図です。筆としては全部で5筆です。11 ページ、12 ページにかけて現況の写真です。現況は畑です。

番号 42 番、中野方町の案件です。14 ページが議案書です。15 ページが位置図です。申請地は、中野方小学校の北東側に位置しています。16 ページが拡大図です。全部で2筆です。17、18 ページが現況写真となっております。現況は、休耕地と畑です。申請理由については、農地とともに空き家バンクに登録されている住居を譲り受けて営農に励むものです。

番号 43 番、岩村町富田の案件です。20 ページが議案書です。21 ページが位置図です。申請地は、恵那特別支援学校の北東側に位置しています。22 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地です。全部で12筆です。23 ページ及び24 ページが現況写真です。現況は休耕地です。申請理由は、農地とともに空き家を譲り受けて営農に励むものでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

○議長

ただいま、農地法第3条の規定による許可申請4件についての説明がありました。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

番号 40 番について、第1地区小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

3 ページを御覧ください。場所は東野の大仙 XXXXXXXXXX です。目的は所有権の移転です。申請面積は273平方メートルです。申請理由は、譲渡人は高齢になったため、現在所有している不動産を子供たちに生前贈与したいと考え申請するものです。譲受人は近くに住んでおり、母より生前贈与したいという申出があったため、受けて申請するものです。農機具

の所有は、管理機、耕運機、草刈り機、各 1 台。敷地内に小屋があり、先がた説明があったように 4 条の届出が出ています。

審議は、譲受人に所有農地はないが、30 年ほど農作業を手伝ってきたということです。譲り受け面積も狭く、近くにあることから、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続きまして、番号 41 番、42 番について、第 3 地区、安江建樹委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10 番

7 ページの 41 番お願いします。6 月 19 日に第 2、第 3 地区委員会を開催して、現地の確認と協議を行っています。

今回、この案件については、父親から息子さんへの生前贈与です。所有権移転を行う農地、筆については 5 筆で、登記簿地目で田んぼが 3、畑が 2 つで、全体の面積は 1,307 平方メートルとなっています。

10 ページ、拡大図、写真へ行きますと、右側に大きな 2 筆と、左側に小さなものが 3 筆ありましたが、全てのところで野菜が植えられており、管理されておる状況でした。

譲受人の方はまだ遠方に住んでみえるようですが、当分の間は父親と奥さんが管理することになっております。

農機具については、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有してみえるということでございます。

地区委員会としては問題ないと判断しましたので、御審議をお願いいたします。

42 番、中野方町の松林の件。13 ページです。これも地区委員会を行って、現場と協議を行っております。

今回の案件については、16 ページの拡大図を見てもらうと分かりますが、申請地と書いてあるところの上側に建物がありますけど、この建物、空き家バンク経由ですが、空き家バンクとともに、今回、左側の赤枠で囲った 2 筆の農地を譲り受けるということでございます。

登記地目は、畑 1 筆が小さいこれです。大きいほうが原野となっておりますが、ここは開拓地でございます、登記の地目は原野となっておりますが、一応、畑、田んぼということになっております。

現場は、[]の、大きいほうの地番についている真ん中辺りは管理をされておるようでございます。写真の 18 ページに、田んぼ管理されておりました。あと、譲渡人は今、[]に入ってみえますので、ちょっと管理ができてないということで、草が若干生えとる状況でございました。

譲受人については、現在、名古屋市に住所があるわけですが、御夫婦で、季節野菜等をつくるとなっています。

農機具については、譲渡人の方が持ってみえた草刈り機とか耕運機で、今後はトラクターをリースしたいという形になっています。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、御審議をお願いいたします。

○議長

続きまして、番号 43 番について、第 4 地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12 番

説明させていただきます。6 月 18 日に地区委員会で現地調査を行いました。3 条案件です。

譲渡人、[]という方で []。譲受人が []、[]。この方は中津川市在住の方で、建築会社の役員で、建築土木のほかを仕事としております。そのほか、個人で季節野菜等を栽培している農地を取得しております。

取得した後、農業経営を開始し、主にそば、季節野菜の栽培、将来的には稲や店舗開設も行いたいということで、農業に励みたいということです。このほか、この方の民家も含まれておりますけど、これは空き家になっております。現在、山林も含まれておりまして、この民家が拠点になって、ここで活動をされるということでございます。

この農地は、もともと 2 名の名義人であったものを、本年度 1 月に 3 条案件として申請し、[]に譲渡されたもので。このたび、[]が譲り受けたいと申出があり、譲り渡すことにしたということでございます。

現状 12 筆ございまして、田が 8 筆、9,724 平方メートル、畑が 2,246 平方メートルございまして、全部で 1 万 1,970 平方メートル。結構な広さの農地でして、現在全て休耕地になっております。

委員会では、この先、[]、農地として耕作していくことが難しいのではないかと考え、このたび、意欲のある []が耕作していくほうがよいと考えております。

農業機械は、草刈り機、軽トラ、耕運機を所持しておりますが、トラクター、コンバイン等、必要な機械を順次購入する予定でございます。

地域委員会では、この案件いろんな方向から検討しました結果、問題ないと判断しましたので、御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○1 番

農業経験は、この人はありますか。

○1 2 番

自分で畑を持ってみえて、季節野菜等をつくっているということでございます。その程度ですけど、まだ、年齢的には ■■■ で、将来的に十分可能じゃないかと判断しました。

○1 番

約1町2反ありますけど、引き受けられるのか、ちょっと心配かなという思いがある。

○1 2 番

地区委員会でも、いろんな方向で検討はしました。今の ■■■ が引き継いでいくことが、不可能ということで、農地等もなかなか引き継ぐ方がみえないもんですから、この際、少しでも意欲のある方が、周りの山林も空き家も一緒に含めて取得されて、ここでやっていかれるという意欲も持ってみえます。いろんな問題は、完全ではないとは思いますが、いいのではないかと地区委員会では判断をさせていただきました。

○議長

申請書に営農に対する計画書は添付されていますか。

○事務局

営農計画書が出ています。

まず、耕作計画としては、田で作付け予定作物は、そば9,724平方メートルで、見込みの収量については3,000キログラムと書いてございます。あと、畑の2,246平方メートル、季節野菜の収量は1,300キログラムと書いてありまして、資材等の購入方法はJ Aとかホームセンターで、収穫物の販売、消費の方法については、知人への譲渡、経営予定のそば店に利用する予定と書いてございます。

○職務代理者

今の件ですけど、6年1月に3条許可が出ていますけど、いわゆる持分を1人にしたということなので、耕作をすることで3条許可を取っているわけですけど、その辺は問題ないですか。法の解釈として。

○事務局長

1月に3条申請が出てきて、今回の譲渡人の[]さんが持分4分の1で、ほかの人と共有であったものを、[]に全部移転をされまして、そのように登記も移っています。

さきほど説明がありましたけれど、個々のご事情があって、この方が営農するよりも、もっと効率的にやっていただける方が出てみえたので、今回、申請をされました。前回の許可から半年ですけど、それをもって前回の計画が変更になったという事で、今回の申請について、御判断いただきたいと思っています。

○職務代理者

ただ、半年前に自分で計画書を出してみえて、半年で体調が悪いとか、耕作ができない状態になったので、今回、変更するということになるということですね。それよりも、今回の方のほうがベストだということで。

○議長

他はどうでしょうか、よろしいですか。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第29号、番号40番から43番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

第5条の規定による許可申請について御説明させていただきます。25 ページからになりますので、よろしくお願いします。

番号34番、長島町中野の案件について御説明いたします。

26 ページが議案書となっております。27 ページが位置図となっております。場所は、恵那文化センターの南東側に位置している場所で、用途地域内の農地で、第3種農地と判断されます。28 ページに拡大図が載せてございます。赤枠で、実線で囲ってあるところが申請地。青い実線で囲ってあるところが一体利用地。赤枠の点線で囲ってある場所が農地の残地でございます。全部で、今回の申請地としては3筆になっております。29 ページ、30 ページにかけて現況写真が載せてございます。現況は休耕地と、あと倉庫等が建っておりましたので、経緯書が添付されております。31 ページに計画図が載せてございます。

32 ページが、倉庫等が建っていたところの経緯書が添付されております。33 ページ、34 ページは場所の縦断図が載せてございます。

申請理由につきましては、この申請地を取得することで、周辺地域に十分配慮する形で、住宅分譲地として転用を図るものでございます。

35 ページ、武並町竹折の案件を御説明いたします。

36 ページに議案書が載せてございます。37 ページ、位置図としては、申請地はJR武並駅の南西側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。38 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地。合計2筆の場所です。39 ページが現況写真です、拡大してあるものでございます。40 ページ、計画図が載せてございます。

41 ページが、申請地の南側の隣接地の建物図面です。実はこちらの場所に建物が、土地にかかっているのではないかと現地を見たところ指摘がありましたので、参考図面として、隣の隣接地の建物図面をつけさせていただいております。

42 ページは、譲渡人と譲受人の相関図が載せてございます。こちらにつきましても、地区委員会で、今回、こちら譲受人の方と譲渡人がどういった御関係か御質問があったので、整理をさせていただいたところです。

申請理由につきましては、申請地を取得して庭として整備するものです。

43 ページ、番号36番、明智町の案件です。

44 ページが議案書となっております。45 ページは位置図となっております。場所は、明智中学校の南東側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。46 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が農地の箇所でございます。全部で3筆です。青枠で囲ってあるところと合わせて、一体利用地として、これだけのエリアを計画としてみえるものでございます。47 ページと 48 ページに現況の写真が載せてございます。現況は休耕地です。49 ページが、計画図が載っております。

申請理由につきましては、申請地を譲り受けて、ここで太陽光発電システムを設置するものでございます。

説明については以上でございます。

○議長

この件につきましては、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

番号 34 番について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

5 条の 26 ページです。長島の中野鍛冶畑 [REDACTED] と、[REDACTED]、[REDACTED] の 3 筆になっております。目的は宅地分譲地です。申請面積は 820.54 平方メートルです。現況は、登記簿畑、現況畑が 3 筆です。

隣地状況は、北側が公衆用道路、東が原野、宅地。宅地で、他人の宅地。南側は残地と他人の山林です。西側は道路です。

下水道は、下水道管に接続するということです。雨水は、進入路脇の整備する水路を経由して、北西側の道路側溝に排出することになっています。

登記簿の面積が 1,024 平方メートルですけど、実質的には 1,072.92 平方メートル。そのうちの 820.54 平方メートルを使うそうです。384 番地 1 が 624.65 平方メートル、378 番地 2 が 402.62 平方メートルです。そのうちの 150.27 平方メートルを使うそうです。378 番地は、登記簿が 102 平方メートルあるという話でしたが、実際は 45.62 平方メートルです。

転用の理由は、申請者は住宅建設業を行っており、長島小学校区内で土地の購入の希望が多いことから、本業を行いたいということです。

一体利用地は、[REDACTED]、41.78 平方メートル。[REDACTED]、原野、23.51 平方メートル。[REDACTED]、宅地、69.7 平方メートル。合計面積は 134.99 平方メートルです。

申請地は第一種中高層住居専用地域であるということです。

転用に関することですが、農地内に建物がある、そのものに対する書類と、埋立て図面の添付が不足しており、総会までにその資料がそろえば問題ないと判断し、そういう結論に達しました。

以上です。

○議長

番号 35 番について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○ 8 番

6 月 19 日の地区委員会におきまして、現地確認を行いました。先ほど事務方から説明がありましたので、40 ページを開きながら聞いてください。

申請地は畑ですが、休耕地となっております。周囲の状況ですが、北側は道路、東側は畑、南側は譲受人の住居です。雨水については、住居の既設の排水路に流しまして、道路の既設の排水路に流します。

地区委員会としては、ちょっとややこしい相関図が出ておりますように、[REDACTED]が親の家ですけど、[REDACTED]がこの住宅を当初は建てておりましたが、事情があつて外に出られておまして、[REDACTED]が、86.12 平方メートルと書いてあります住宅に入居されておまして、今回、庭がないので庭を造りたいということで所有権移転の案件です。

いろいろ質問が出ましたけども、ある程度整理できましたので、皆さんの御審議をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、番号 36 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○ 1 5 番

番号 36 番、明智町の案件です。44 ページを御覧ください。

6 月 18 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。明智町の小・中学校から県道瑞浪上矢作線を南東方向、明智町の東方の手前から北東へ入ったと

ころで、落倉の林道の入り口の手前のくぼ地の、現況が原野化している農地です。

まず譲渡人が2名です。一番上の畑、[REDACTED]、畑ですが、登記面積が145平方メートル。実測が書いてございませんが、実測面積が146平方メートルです。所有者は、[REDACTED]という方がこの1筆だけです。その下の2筆、登記、田んぼ、[REDACTED]。この所有者は、譲渡人の下段にあります、[REDACTED]という方です。

開発協議をやりますので、実測をしております、[REDACTED]の田んぼは2,790平方メートルとなっておりますが、実測は2,884平方メートルです。[REDACTED]は510平方メートルですが、実測は789平方メートルです。実測を併記していただくようお願いします。合計の面積が、田んぼが3,300となっておりますが、実測値は3,673平方メートルです。畑の145は、実測が146で、合計の実測値は3,819平方メートルです。ということで、実測の面積を併記していただくようお願いします。

申請地は、45ページが申請地の位置で、山の中です。46ページ、今回、太陽光発電システムを設置ですが、赤印が、今言いました農地です。ぽつんと飛んで山の中にありますのが畑1筆で、下の大きい筆が2筆、赤2筆が登記上、田んぼですが、現況はかなり以前から山林原野化しています。申請外地の青枠は一体利用地の山林です。全体で、山林を含んで、全体の面積は8,829平方メートルです。

47ページ、48ページ、こんな状況です。

49ページが計画図で、開発協議も平行してやっているそうです。農地の部分は、ほとんどが沈砂池とか調整池、排水路になる予定で、山の部分に、くぼ地ですけど、ソーラーを設置するということだそうです。

なかなか現場も、大変急峻なくぼ地で、相当以前から原野化してしまっていて、確認も困難な状態でしたが、山林だけは一部伐採がしてありまして、開発協議、大規模案件ですので県に行くと思います。市の太陽光発電の条例等が適正に行われれば、地区委員会としてはやむを得ないものと判断をしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

審議に入る前に確認したいと思います。番号34番について、小板委員長から説明がありました、総会までに添付を提出するという書類については、事務局、どうですか。経緯書がついていますけど、この経緯書の説明もお願いします。

○事務局

今回、地区委員会で追加の資料として御指摘があったのが、土地の敷地内に倉庫が2つ建っており、当初は書類がなかったので、どういったものなのか、経緯書を出していただいたところです。

内容として、その経緯について書いてございます。

まず、北側にある大きい倉庫ですけど、従来、土地にあった農機具庫が老朽化したことで、倒壊する恐れがあったことから、平成24年に建て替えたということです。それを建て替えることについて、農業施設用地の届出が必要という認識がなかったことから、建て替えをしてしまいましたという経緯が書いてございます。

南側の小さい建物につきましては、今回の申請者の御祖父様の時代のときに、市の浄水処理施設、すぐ南に大崎浄水場があるわけですけど、こちらの関連施設で、恵那市で建築された建物が一部あったということですが、この施設が用途を終えたため、解体しようとしたところ、今回の申請人のお兄さんが、解体するのであれば使いたいということで申出を受けまして、こちらの建物が建っている状況です。

補足ですが、こちらの建物がいつ頃建っていたのか、当時、今回の申請人の祖父の時代で、50年くらい前のことになりますが、何か分かるものというところで確認をしています。

実際、国土地理院の、1970年代当時の航空写真が一番古いもので確認したところ、既に、水道の施設として使われていたと思われる建物があったようです。

あと、追加の資料として縦断図です。33ページと34ページに、実際、宅地造成するに当たって、土地の形状がどうなるのか分かりにくいところがありましたので、土地の形状が分かる資料として、今回、縦断図をあげさせてもらったところです。

今回、造成をするところは、切土と盛土にしまして、土地を平坦にするということでございます。

○1番

申請地は第1種中高層住宅専用地区って、どういうことですか。

○事務局長

旧の恵那市の区域が都市計画区域に入っています。用途地域は、種類がいろいろありまして、例えば、ここに第1種中高層住居専用地域と書いてありますので、市の土地利用計画としてはこのエリアに住居を優先して建ててもいい地域だという意味です。

また、市役所本庁舎の周りは、大崎の区画整理事業で商店街がありますけど、そこを商

店街の優先地域にするとか、その東には王子マテリアがそばにあり工場を建てられる地域というように、それぞれ市の都市計画課が、都市計画マスタープランの中で、土地利用に沿った用途に応じた色を張り付けているところです。

このエリアで農地転用の申請が出たときにどう判断するかというと、ここは農振農用地で一連の優良農地が存在しているところではありませんし、用途地域は第3種農地に該当しますので、周辺農地に影響を与えない等の一般基準を除けば原則転用許可をしていいといった判断ができると思います。

○議長

他はどうでしょうか。安江委員。

○10番

明智の案件は、農振は外れていますか。

○事務局

農振農用地ではないです。

○10番

分かりました。

○議長

開発協議に入っというということでいいですか。

○事務局

市の開発協議が都市整備課に出しておりまして、今現在、太陽光発電設置事業に関する確認で、恵那市長宛てに6月7日付で書類が出ています。今現在、開発協議についての各課の意見を集約している段階で、協議を進めている段階です。

○議長

他はどうでしょうか。曾我委員。

○7番

長島の34番の残地ですけど、30ページの写真見ると、手前が残地ですか。農地への入口は確保されていますか。

○議長

小板委員。

○1番

道沿いなので確保はできると思います。今現在、荒地地というか、山林というか、木が

植えてある場所です。

○7番

道路からの入り口に、側溝に蓋がないですけど、蓋は移動するということですか。農地として残すなら、入れるように蓋をずらしてもらおうように言ってもらったほうがいいと思います。

あと、武並の案件ですけど、相関図をつけていただいていますけど、地区委員会のときには、一体利用地の人の名前と買う人の名前が違っていたと思います。その相関図に合わせて、一体利用地している人はどの人ですか。どの位置の人なのか、説明いただきたい。

○議長

事務局。

○事務局

お手元の資料でいうと40ページの計画図と、相関図が42ページになりますので、こちらで併せて御説明させていただきたいと思います。

実際、40ページにありますとおり、申請した場所は、XXXXXXXXXXのお名前の土地です。実際、取得をされる譲受人の方はXXXXXXXXXXという方です。この方は、そのすぐ下側の住宅にお住まいになられている現状です。ただ、この土地は、XXXXXXXXXXという方のお名前になっておりまして、実際、XXXXXXXXXXのお名前が一切出てこないの、この辺の関係を整理させていただきます。

まず、住宅と土地の持ち主、XXXXXXXXXXは、相関図でいいますと、譲受人の兄がいますが、この方がXXXXXXXXXXでございます。譲受人の方は、この兄の妹ということになりますので、XXXXXXXXXXは妹です。

今回取得したい土地、XXXXXXXXXXについては、相関図でどこになるかという、系図で見ますと、譲受人の、遡っていただいて曾祖父の御兄弟の方。さらに子の子で、譲渡人の旦那さんになるかと思います。

今回、XXXXXXXXXXが取得するに当たって、もともとの持ち者の土地とか建物の名義とか、そういったところにXXXXXXXXXXの名前が一切出てこないものですから、その辺がよく分からないところがありましたので、相関図をつけさせていただいたところです。

説明は以上です。

○議長

他はどうでしょうか。それでは、これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第 30 号、番号 34 番から 36 番の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

全員賛成ですので、議案第 30 号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

日程第 4 報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

○議長

続いて、日程第 4 報告第 5 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、事務局より報告の説明をお願いします。

○事務局

50 ページを御覧いただきたいと思います。

報告事項として、農地法 4 条第 1 項 8 号の規定による農業用施設用地の届出です。面積 200 平方メートル未満の農地を農業施設用地として使用する場合に提出するものでございます。

51 ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、第 3 条の東野の案件の場所と同じ場所で、農業施設の面積としては 57 平方メートルでございます。

52 ページに位置図がございます。場所は先ほどの 3 条と一緒に、恵那総合庁舎の東側です。

53 ページに拡大図で、農業施設の場所がございます。赤枠で囲ってある場所が 3 条の申請地のうちの青枠の黄色く塗られているところが農業施設用地になっております。

54 ページを御覧ください。こちらが現況写真です。現況、既に倉庫敷地として利用されており、始末書が添付をされている状況です。

55 ページは計画図で、敷地の配置がございます。農業施設が一部入っており、申請があったものです。

申請理由は、平成 23 年にお母様が相続で取得したときに、旦那さんが御存命の頃から、隣地の農地を耕作管理するために農業用倉庫を建てて利用していたということですが、手続をしていないことが分かったため、今回、申請をするものでございます。

以上でございます。

○議長

ただいま農地法第4条第1項第8号の規定による届出についての報告がありましたが、これに対して質疑ありましたら、挙手の上発言をお願いします。よろしいですか。これで質疑を終わります。

報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程を終了いたしましたので、職務代理者より、この後の進行をお願いします。

○職務代理者

ありがとうございました。令和6年第6回恵那市農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉 会)